

一般社団法人富山県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ富山」  
業務監査委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県社会福祉士会（以下「本会」という。）「権利擁護センターぱあとなあ富山」（以下「ぱあとなあ富山」という。）運営規程第7条に基づき、業務監査委員会の設置及び運営について必要な事項を定め、本会が設置するぱあとなあ富山の業務の適正化を図ることを目的とする。

(委員)

第2条 業務監査委員会には2名以上5名以下の業務監査委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は本会の会長（以下「本会会長」という。）が選任する。

3 委員の2分の1以上は、弁護士等法律関係者、医療関係者、保健・福祉関係者、当事者団体等で構成する第三者委員とする。

(委員長)

第3条 委員長は委員の互選とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、1回の再任を認める。

2 補欠又は増員のため選任された委員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 業務監査委員会に関する庶務は、本会ぱあとなあ富山事務局で行う。

(業務)

第6条 業務監査委員会は、以下の各号の業務を行う。

(1) 本会ぱあとなあ富山名簿登録規程第11条第2項に関する業務を実施する

(2) 本会会長又は委員の求めに応じ随時の監査を実施する

(3) 本会会長へ監査結果を報告する

(4) 必要に応じて本会総会で監査結果を報告する

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会理事会において別に定める。

(改廃)

第8条 この規程を改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない

附 則

1. この規程は、2014年1月26日から施行する。

2. この規程は、2018年4月1日から施行する。

3. この規程は、2022年12月1日から施行する。